

TOP page

資料室

イベント情報

講師を探す

Worker's 広場

関連リンク

資料室



HOME | 資料室 | 一般教養 | 日本国憲法 | 日本国憲法を知ろう (条文解説) 第5章 内閣 (5)

労働組合

労働者福祉・共済

一般教養

社会保障

労使トラブル法律相談Q&A

労働関係法

経営全般

人間関係とコミュニケーション

ライフプラン

男女共同参画

公務員関係法

日朝の歴史

7つの習慣

中東の歴史

ボランティア活動

環境活動

社会貢献活動

自己啓発

生涯学習

外交・防衛問題

資本論

教育カリキュラム

日本国憲法

日本国憲法を知ろう (条文解説) 第5章 内閣 (5)

憲法第七十三条 【 内閣の職務 】

内閣は、他の一般事務の外、左の事務を行う。

1. 法律を誠実に執行し、国務を総理すること。
2. 外交関係を処理すること。
3. 条約を締結すること。但し、事前に、時宜によっては事後に、国会の承認を経ることを必要とする。
4. 法律の定める基準に従い、官吏に関する事務を掌理すること。
5. 予算を作成して国会に提出すること。
6. この憲法及び法律の規定を実施するために、政令を制定すること。但し、政令には、特にその法律の委任がある場合を除いては、罰則を設けることができない。
7. 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を決定すること。

語句説明

- ①執行・・・とり行うこと。実際に行なうこと。法令、裁判、行政処分などの内容を実際にとり行うこと。
- ②総理・・・全体を統合管理すること。
- ③時宜・・・ちょうどよい時。時機が適していること。時期・機会を意味するほかに情況・場合・状態などもさす。
- ④官吏・・・役人。国家公務員。
- ⑤掌理・・・その事務を取り扱い、処理すること。担当して取りまとめること。
- ⑥政令・・・憲法および法律を執行するために内閣が決める命令。
- ⑦大赦・・・恩赦の一種。ある種の刑罰についてその刑罰をとりやめて許すこと。
- ⑧特赦・・・恩赦の一種。刑の言い渡しを受けた特定の者に対して、その刑をとりやめて有罪の効力を失わせること。
- ⑨減刑・・・恩赦の一種。言い渡してある刑を軽くすること。
- ⑩復権・・・恩赦の一種。刑の宣告によって失った権利・資格を回復させること。

概要説明

内閣が行う行政事務のうち、特に重要なものを列挙しています。

- 1号・・・内閣は法律の誠実執行義務を負うため、裁判所が違憲と判断した法律でない限り、独自の判断で執行を拒否することはできません。
- 2号・・・外交交渉、外交使節の任免など、重要な外交事務を処理します。
- 3号・・・条約には、原則として国会を承認（第61条）が必要です。（時宜によって事後に）とありますが、事後に承認が得られないと大問題ですから、事前に国会の承認を経るのが普通です。
- 4号・・・内閣の行政権に係る官吏（＝国家公務員のこと）をとりまとめます。
- 5号・・・予算を作成し国会に提出（第86条）し、国会の議決（第60条）を経ます。
- 6号・・・政府がつくる政令や各省庁がつくる省令など行政権が制定する法規範を命令といいます。憲法及び法律を実施するための執行命令（施行命令）と、国会が法律事項を命令に委任する委任命令も解釈上肯定されています。しかし、包括的な白紙委任を認めたのでは、国会を唯一の立法機関とした主旨が失われますから、あくまで個別的具体的な委任でなければなりません。
- 7号・・・恩赦の内容は、恩赦法で詳細に規定されています。

PDF版

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

Worker's Library 会員登録
お申し込みはこちらです。

傾聴

語り部スキル

▶ キーワード検索はこちら

▶ サイトマップ ▶ このサイトについて ▶ 個人情報保護の取組みについて

▶ ページTOPへ

TOP page

資料室

イベント情報

講師を探す

Worker's広場

関連リンク

Worker's Library 静岡で働く人のための資料閲覧サイト
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE 【ワーカーズ・ライブラリー】

Copyright© WORKER'S LIBRARY All rights reserved.